

教育情報事業規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合の定款第7条第5号に掲げる事業（以下「教育情報事業」という。）を行うために必要な事項について定め、もって教育情報事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(教育情報委員会)

第2条 本組合に教育情報委員会をおく。

- 2 教育情報事業委員会は、委員長1名、委員4名をもって組織する。
- 3 委員長および委員は、組合員の中から理事会の議を経て、理事長がこれを任命する。
- 4 委員の任期は、理事の任期に従う。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会には、必要に応じて、組合員をオブザーバーとして出席させることができる。

(教育情報委員会の任務)

第3条 教育情報委員会は、本組合の健全なる発展を期し、組合員相互の意見交換をはかり、テーマづくりを行うために、次の事項について審議し、その結果を理事長に答申するものとする。

- (1) 講演会、講習会、研修会ならびに交流会の開催
 - (2) 経営、技術、労務に関する情報の収集、分析および提供
 - (3) 組合員の従業員についての教育、指導、管理に関する情報の収集、分析、提供および指導
 - (4) その他、教育情報事業に必要な事項
- 2 教育情報委員会は、教育情報事業計画の策定を行う。

(講演会)

第4条 講演会は、学識経験者による時局、経済、経営、技術、労務、管理、安全・衛生、福祉等に関する諸問題について開催する。

- 2 講演会に要する費用は、原則として、組合の負担とする。

(講習会)

第5条 講習会は、次の事項について開催する。

- (1) 生産、作業技術に関するもの
- (2) 財務、会計に関するもの
- (3) 労務管理に関するもの
- (4) 組合員の従業員教育に関するもの

(5) その他、教育情報事業委員会が必要と認めたもの

2 講習会に要する費用は、原則として、組合員の負担とする。

(研修会)

第6条 研修会は組合員の従業員の技術、知識の向上を目的として、年6回次の事項について開催する。

(1) 会計実務に関するもの

(2) 労働法規に関するもの

(3) 安全・衛生に関するもの

(4) 社会保険、福祉に関するもの

(5) その他、教育情報事業委員会が必要と認めるもの

(機関紙の発行)

第7条 教育情報委員会は、業界の動向を把握し、経営、技術および労務管理、安全・衛生の改善をはかり、かつ組合員の従業員の教育と福祉のための活動に資するための情報の収集、分析および資料の購入、斡旋を行うと共に、組合機関紙として「経営労務ニュース」を毎月1回発行する。

2 前項の「経営労務ニュース」の発行経費は、教育情報賦課金に含まれる。

(効力)

第8条 この規約は、平成6年1月6日実施する。

2 この規約は、平成16年1月27日一部改正し、平成16年2月1日より実施する。